

議案第1号

鳥取県立学校管理規則の一部改正について

鳥取県立学校管理規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年4月14日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

◇鳥取県立学校管理規則の一部改正について

1 規則の改正理由

学校教育法施行規則の改正により、新たに部活動指導員が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 学校に置くことができる職に、部活動指導員を加える。
- (2) 施行期日は、平成29年5月1日とする。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校技能主事等) 第36条 略</p> <p><u>(部活動指導員)</u></p> <p><u>第36条の2 教育委員会が必要と認める学校に、部活動指導員を置く。</u></p> <p><u>2 部活動指導員は、校長の監督を受け、教育計画に基づいて行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。以下「部活動」という。）において技術的な指導に従事する。</u></p> <p><u>3 部活動指導員は、指導する部活動に係る専門的な知識及び技能並びに学校教育に関する理解を有する者の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、部活動指導員の配置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p>	<p>(学校技能主事等) 第36条 略</p>

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 号

(以下 規則案に同じ)